



2019年8月28日

各位

会社名 サイジア株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 吉井 伸一郎
(コード番号: 6031)
問合せ先 経営管理部長 石塚 雅一
(TEL. 050-5840-3147)

定款一部変更および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」および「補欠監査役1名選任の件」を、2019年9月26日開催予定の当社第14期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠取締役に関する規定について所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(補欠取締役) 第22条 (第1項新設) 会社法第329条第3項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。 第23条～第34条 (条文省略) (新設) 第35条～第49条 (条文省略)	(補欠取締役) 第22条 当社は、 <u>会社法第329条第3項の規定により、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠取締役を選任することができる。</u> 2 前項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。 第23条～第34条 (現行どおり) (補欠監査役) 第35条 当社は、 <u>会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 2 前項の規定による補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u> 第36条～第50条 (現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

2019年9月26日（木曜）

定款変更の効力発生日

同上

2. 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
ろくがわ ひろあき 六 川 浩 明 (1963年6月10日生)	1997年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1997年4月 堀総合法律事務所 入所 2002年5月 Barack Ferrazzano法律事務所（シカゴ）入所 2007年3月 東京青山・青木・狛Baker&McKenzie法律事務所 入所 2007年4月 首都大学東京・産業技術大学院大学 講師（現任） 2008年6月 小笠原六川国際総合法律事務所 入所（現任） 2008年10月 高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校 講師 2009年3月 株式会社船井財産コンサルタンツ（現・株式会社 青山財産ネットワークス）社外監査役（現任） 2009年4月 成城大学法学部 講師 2010年12月 株式会社夢真ホールディングス 社外監査役（現任） 2013年1月 株式会社システムソフト 社外監査役（現任） 2013年4月 東海大学大学院 実務法学研究科 教授 2013年10月 早稲田大学 文化構想学部 講師 2014年8月 株式会社ウェザーニューズ 独立委員会委員（現任） 2016年6月 株式会社医学生物学研究所 社外監査役（現任） 2016年12月 株式会社ツナグ・ソリューションズ（現・株式会社 ツナググループ・ホールディングス）社外取締役（現任） 2017年9月 株式会社オウケイウェイブ 社外監査役（現任） 補欠の社外監査役候補者とした理由： 長年にわたる弁護士としての経歴を通じて、司法分野における高度な専門知識と豊富な経験を有しており、コーポレートガバナンス強化に向けた有益な助言を得るためです。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前述の経歴から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	—

注1 同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2 同氏は、補欠の社外監査役候補者です。

3 同氏が監査役に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結する予定です。

4 同氏が監査役に就任する場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

以 上